

教 生 学 第 630 号  
平成 30 年 11 月 5 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長 様  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 齊 藤 順 二

平成 30 年度「児童虐待防止推進月間」の実施について (通知)

このことについて、文部科学省総合教育政策局長及び初等中等教育局長から、別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

児童虐待について、相談対応件数は依然として増加しており、子供の生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況となっていることから、本月間の趣旨等を踏まえ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起が図られるよう、別添に示された取組を実施するなどの積極的な対応をお願いします。

なお、添付資料については、容量が大きいため、次の URL からダウンロードするなどして活用願います。

< 掲載 URL >

[https://etra.mext.go.jp/eTransporter\\_mail/redirect.jsp?langMode=JA&URL=https%3A%2F%2Fetra.mext.go.jp%2FeTransporter\\_mail%2FDownloadStart%3Fpara%3DZo7HtSwxqr%26langMode%3DJA](https://etra.mext.go.jp/eTransporter_mail/redirect.jsp?langMode=JA&URL=https%3A%2F%2Fetra.mext.go.jp%2FeTransporter_mail%2FDownloadStart%3Fpara%3DZo7HtSwxqr%26langMode%3DJA)

< ダウンロードの際のパスワード >

mextmextmext

(生徒指導・学校安全グループ)



30受文科教第48号  
平成30年10月31日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
小中等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
各国公立大学長  
各国公私立高等専門学校長  
各大学共同利用機関法人の長  
各文部科学省施設等機関の長  
各文部科学省特別の機関の長  
公立学校共済組合事務局長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
文部科学省各独立行政法人の長  
スポーツ庁各独立行政法人の長  
文化庁各独立行政法人の長

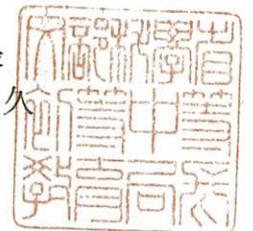
殿

文部科学省総合教育政策局長  
清水 明



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
永山 賀久



(印影印刷)

### 平成30年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）

児童虐待防止対策に関しては、日頃から格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、子供の生命が奪われるなど  
重大な事件も後を絶たない状況となっています。このような状況を受け、厚生労働省の主  
唱により、急増する児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待防

止対策への取組を推進するため、平成16年度から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待防止のための集中的な広報・啓発活動を行っています。

平成30年度においても、別添2の「平成30年度『児童虐待防止推進月間』実施要綱」に基づき、11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種の取組が全国的に実施されることになりました。

つきましては、貴職におかれましても、この月間が所期の目的に沿って実施され、国民各層の児童虐待問題に対する社会的関心の喚起が図られるよう、下記に掲げる児童虐待防止に資する取組を実施するなど、積極的な対応をお願いします。

あわせて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について（通知）（平成30年7月27日付け30文科生第332号、文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局連名通知）（別添3）を踏まえた積極的な対応についても、引き続きお願いします。

また、所管の機関及び学校又は域内の市町村の教育委員会に対し、本通知の趣旨について周知徹底をお願いします。本通知に関しては、その内容について厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

## 記

児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校における適切な対応が図られるよう、児童虐待防止推進月間において、教育委員会、国立大学法人、公立大学法人及び都道府県私立学校主管部課（以下「教育委員会等」という。）並びに学校が、関係機関等と連携の上、例えば、以下に掲げる取組について実施又は実施状況を確認すること。

### 1. 児童虐待防止に係る研修の実施

教育委員会等又は学校において、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について教職員の理解を一層促進するため、児童虐待防止に係る研修を実施すること。その際、教育委員会等又は学校においては、「児童虐待防止と学校」、「養護教諭のための児童虐待対応マニュアル」等の教職員用研修資料を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めること。

### 2. 学校等の間の情報共有について

進学・転学の際の学校等の間の情報共有の推進のため、「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）」（平成27年7月31日付け27文科初第335号、文部科学省初等中等教育局長通知）（別添4）を踏まえ、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。

### 3. 学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告

各学校において、日常の幼児児童生徒の心身の状況の把握、スクールカウンセラー・ス

クールソーシャルワーカーによる主体的活動，教育相談，健康診断を通じて，児童虐待の疑いの有無について点検を行うこと。教職員が点検を行うに当たっては，1. に記載の研修資料における「児童虐待を疑うポイント」を踏まえながら行うことや，学校が就学時の健康診断を実施する際には，「虐待リスクのチェックリスト」（別添5）を活用することが望ましい。点検により，児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合には，速やかに，市町村，児童相談所等に通告すること。

この際，虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや，法の趣旨に基づくものであれば，その通告が結果として誤りであったとしても，そのことによって刑事上，民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと，また，保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと等を改めて学校に周知すること。

#### 4. 関係機関との連携強化のための情報共有

教育委員会等又は学校において，児童虐待防止に係る関係機関との一層の連携・協力の強化に向けて，市町村，児童相談所等の担当者との間で，児童虐待の通告，情報提供，緊急時の対応等について，通告時の連絡先，提供する情報の内容及び対応の手順を確認すること。

また，学校における児童虐待の未然防止，早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため，校務分掌に児童虐待対応を位置付け，学校における児童虐待防止対策に係る担当者を明確化するなどして，組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに，スクールソーシャルワーカー等の配置を推進すること。

あわせて，児童虐待に係る通告の対象となった幼児児童生徒について，通告後に市町村又は児童相談所に対し，定期的な情報提供を行うときは，「学校，保育所，認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」

（「学校，保育所，認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成30年7月20日付け府子本第760号，30文科初第601号，子発0720第8号内閣府子ども・子育て本部統括官，文部科学省初等中等教育局長，厚生労働省子ども家庭局長連名通知）別添資料）（別添6）を踏まえ，適切な運用に努めること。上記の定期的な情報提供を行っている場合であっても，学校等において，不自然な外傷，理由不明又は連絡のない欠席が続く，幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた，帰宅を嫌がる，家庭環境の変化など，新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは，定期的な情報提供の期日を待つことなく，適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

特に，国立及び私立の学校においては，児童相談所長等に対する児童虐待の防止等に関する資料等の提供に係る規定（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の4）が，平成28年10月1日より施行されたことを踏まえ，児童相談所等との連携・協力について必要に応じて確認を行うことが望ましい。

## 5. 啓発資料等の活用

体罰によらない育児が推進されるよう、教育委員会及び学校等において、「子どもを健康に育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」(別添7)等の啓発資料の周知・活用等に取り組むこと。

## 6. 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握への協力

厚生労働省が平成30年7月20日に各都道府県等に対して発出した「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について」(平成30年7月20日付け子家発0720第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)に基づき実施される調査について、都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会(指定都市を含む。)においては、他の自治体から照会があった場合には円滑な情報提供に留意するとともに、関係自治体と連携して幼児児童生徒の安全確認に努める等、本件に係る児童福祉・母子保健主管部(局)等からの協力依頼に積極的に対応すること。

## 7. 家庭に対する支援

児童虐待の問題の未然防止や早期対応のために、家庭教育支援の取組を実施すること。教育委員会において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、主任児童委員、家庭教育支援員等の地域の人材を活用し、家庭教育支援チーム(別添8)等による保護者への相談対応や保護者と地域とのつながりづくりの推進に努めること。

(添付資料)

- 別添1 平成30年度「児童虐待防止推進月間」の実施について(協力依頼)(平成30年10月23日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)
- 別添2 平成30年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱
- 別添3 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について(通知)」(平成30年7月27日付け30文科生第332号、文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局連名通知)  
<http://katei.mext.go.jp/contents7/7-1.html>
- 別添4 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(通知)」(平成27年7月31日付け27文科初第335号、文部科学省初等中等教育局長通知)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1360644.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360644.htm)
- 別添5 虐待リスクのチェックリスト  
<http://katei.mext.go.jp/contents7/pdf/bettenn3.pdf>
- 別添6 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成30年7月20日付け府子本第760号、30文科初第601号、子発0720第8号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知)

<http://katei.mext.go.jp/contents7/pdf/bettenn4.pdf>

○別添7 子どもを健康に育むために～愛の鞭ゼロ作戦～

<http://sukoyaka21.jp/poster>

○別添8 リーフレット「つくろう！家庭教育支援チーム」

[http://katei.mext.go.jp/contents4/pdf/H29\\_kateikyouikushien\\_team.pdf](http://katei.mext.go.jp/contents4/pdf/H29_kateikyouikushien_team.pdf)

(担当)

総合教育政策局地域学習推進課

家庭教育支援室家庭教育企画係

電 話 03(5253)4111(内線)3488

F A X 03(6734)3718

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係

電 話 03(5253)4111(内線3298)

F A X 03(6734)3735